

横手市

地域生活支援拠点事業 利用の手引き



将来の暮らしを今のうちから…
一人で考えるよりみんなの力で…

令和6年5月

横手市市民福祉部社会福祉課

目次

1	この手引きについて	1
2	地域生活支援拠点システムとは何か？（国の定義）	2
3	横手市における地域生活支援拠点システム	3
4	拠点システムの機能 ①相談	6
5	拠点システムの機能 ②緊急時の受入れ・対応	8
1	地域生活拠点事業（緊急時一時受け入れ事業）登録、利用緒の流れについて	9
	横手市障がい者等緊急時一時受け入れ事業利用登録（申請）書	10
	緊急時予防・対応プラン	11
2	地域生活支援拠点事業緊急対応フロー図	
	緊急の取扱い・緊急時の給付と措置について～	12
	ケース対応時の緊急性判断シート（成人用）	13
	緊急フロー図（ア．支援区分あり）	14
	緊急フロー図（イ．支援区分なし）	15
	緊急フロー図（ウ．支援区分なし・相談支援専門員の関わりなし）	16
6	拠点システムの機能 ③体験の機会・場の提供	17
7	拠点システムの機能 ④専門的人材の確保・育成	18
8	拠点システムの機能 ⑤地域の体制づくり	19
	（参考）令和6年5月障がい者相談支援体制の見直し	20
	地域生活支援拠点の機能を担う法人および事業所一覧	22



1 この手引きについて

横手市における地域生活支援拠点事業は平成31年にコーディネーターの配置から始まり、令和元年度には相談機能の強化を、令和2年度には緊急時の受入れ・対応事業所と協定の締結を行いました。

横手市の拠点システムの整備を推進していくにあたっては、協定を締結した事業所のみならず、すべての障がい福祉サービス事業所をはじめとする既存のあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワークを強化し、各機関の役割分担を行い、障がい児者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制を整備していくことが重要なことから、令和4年1月から地域生活支援拠点システムの機能を担う事業所の登録申請を開始しています。市としての地域生活支援拠点事業利用の手引きを明示することで、すべての関係者が共通の認識を持ち、適切に役割分担を行い、円滑な連携システムの構築をすすめてまいります。

なお、本手引きは、今後、必要に応じて見直しを行っていく予定です。

「拠点事業」と「拠点」と「拠点システム」ってどう違う？

この手引きでは次のとおり用語を区別して使っています。

名称	略称	意味
地域生活支援拠点事業	拠点事業	横手市が拠点に委託している事業 (4ページ参照)
地域生活支援拠点	拠点	拠点事業を委託している事業所 (22ページ参照) (拠点事業登録事業所)
地域生活支援拠点システム	拠点システム	拠点事業登録事業所のみならず面的整備として必要な5つの機能を担っているすべての機関を含めた体制。国は、地域生活支援拠点等と、「等」をつけて呼んでいるが、この手引きではよりイメージしやすい「システム」という言葉を用いることとする。(3ページ参照)

2 地域生活支援拠点システムとは何？（国の定義）

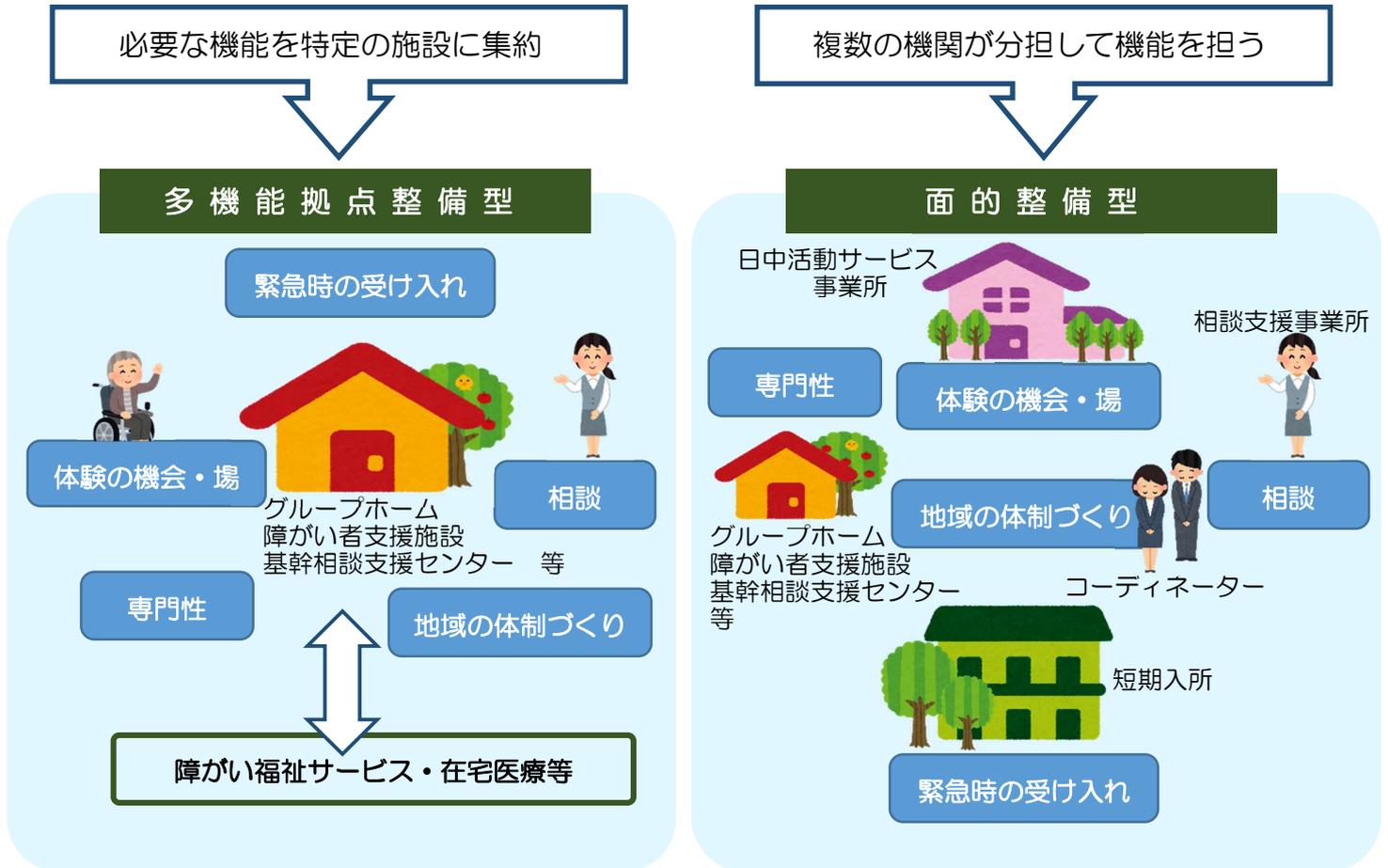
- 地域生活支援拠点システムとは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、居住支援を行う機能をもつ場所や体制のことです。
- 居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・育成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としています。
- 地域生活支援拠点システムの整備手法については、地域の実情に応じた整備を行うこととされています。

《地域生活支援拠点システムの5つの機能》

機能	具体的な内容
①相談	緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能
②緊急時の受入れ・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時に、短期入所等の施設受入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能
③体験の機会・場	病院、施設からの地域移行や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能
④専門的人材の確保・育成	医療的ケアが必要な方や行動障がいを有する方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能
⑤地域の体制づくり	地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

3 横手市における地域生活支援拠点システム

(1) 国が示す整備手法の2類型（多機能拠点整備型と面的整備型）



(2) 横手市における地域生活支援拠点システムは、「面的整備型」

横手市では、すべての障がい福祉サービス事業所をはじめとする既存のあらゆる社会資源をつなぐネットワークを強化し、各機関で役割分担を行い、障がい児者が住み慣れた地域で安心して生活できる体制を面的に整備していきます。

推進していくためには地域のみなさんの
参画や協力が不可欠です！



(3) 横手市が地域生活支援拠点へ委託している事業

横手市では、手引きの22ページの法人（事業所）に対して、拠点システムの機能の一部を担っていただくため、次の事業を委託しています。

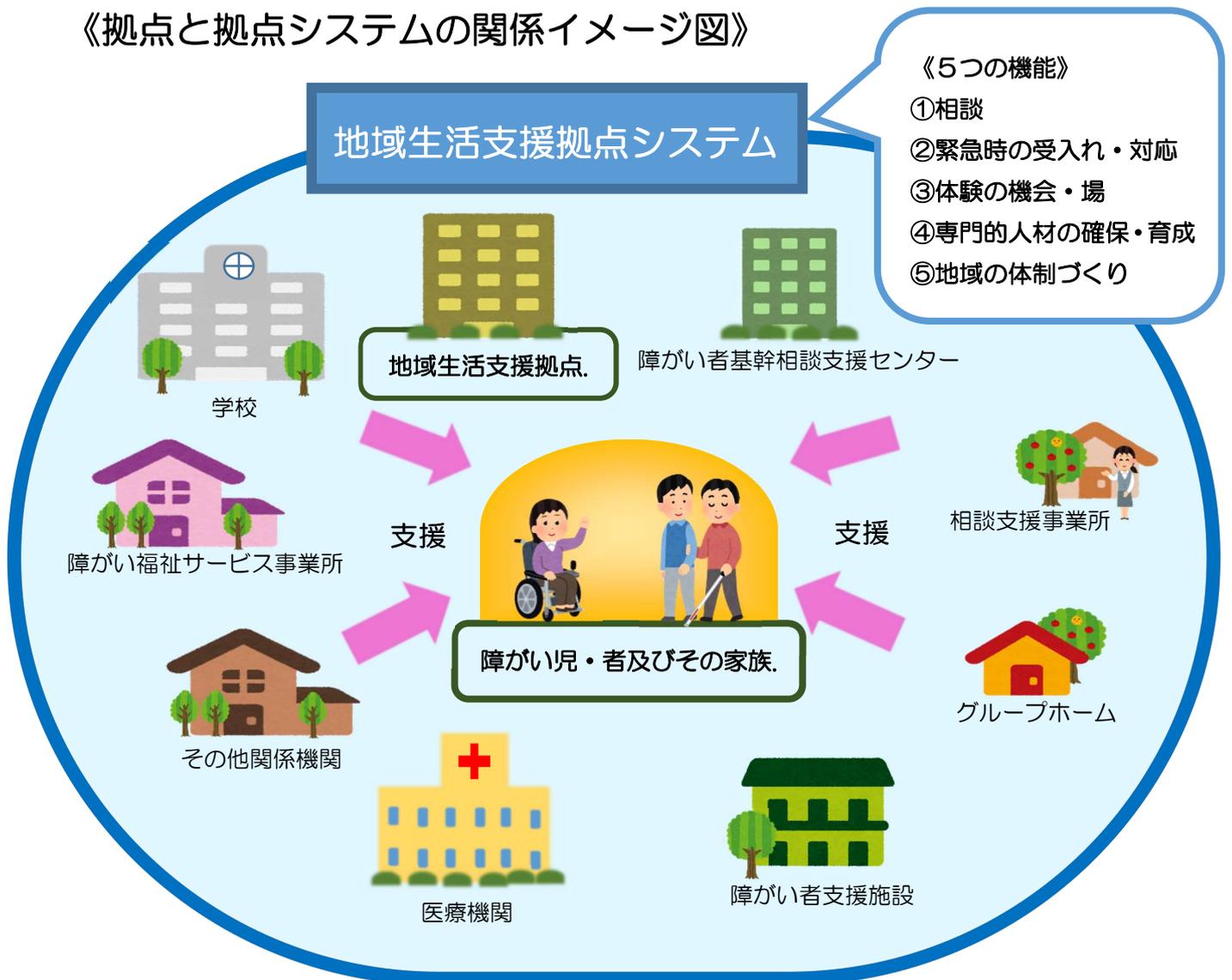
《地域生活支援拠点が受託している事業》

(1) 相談事業	地域における障がい福祉サービス事業所及び相談支援事業所等からの相談に応じ、専門的な指導及び助言等の支援を実施。
(2) 緊急時対応事業	緊急時には、相談支援事業所や障がい者基幹相談支援センターと連携して、短期入所の調整・移送や訪問系事業所による在宅介護のコーディネート等を行う。
(3) 自立訓練事業	親亡き後を見据え、登録者及びその家族に対し、親離れ子離れの必要性及び障がい福祉サービス制度の普及・啓発を行い、法定サービスの利用につなげる。
(4) 人材育成事業	医療的ケアが必要な者や行動障がいを有する者、高齢化に伴い重度化した障がい者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材育成のための研修等を行う。
(5) 地域の体制づくり事業	障がい者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、関係機関等との連携・協働の体制づくりを構築。

前のページでは、横手市が事業を委託している拠点とその事業内容について述べましたが、横手市において拠点システムの5つの機能（2ページ参照）を担っているのはこの拠点だけではありません。

次のページからは、この「拠点」のほか、機能を担っているすべての機関を含めた体制としての「拠点システム」について、5つの機能毎に解説していきます。

《拠点と拠点システムの関係イメージ図》



4 拠点システムの機能 ①相談

(1)「相談」機能の具体的な内容

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時（24 時間 365 日）の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能。

(2)「相談」機能を担う主な機関

機関名	特徴
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所	利用者のサービスの利用調整を行う。 本市では 24 時間 365 日対応できない事業所が多い。
地域定着支援事業所	24 時間 365 日利用者の緊急時には電話や訪問による相談支援を実施。
障がい者基幹相談支援センター 地域生活支援拠点	緊急時には電話や訪問による相談支援を実施するほか、特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の後方支援を実施。



(3)「相談」機能の役割分担

対象者	コーディネーター	支援の方法
特定相談支援・ 障害児相談支援・ 地域定着支援 の利用者	《主たるコーディネーター》 特定相談支援・ 障害児相談支援・ 地域定着支援事業所 《従たるコーディネーター》 障がい者基幹相談支援センタ ー 地域生活支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の支援が見込めない対象者に対しては、可能な限り地域定着支援を導入する。 ・ それが困難な場合は、できる限り緊急事態の発生を予防するための調整を行う。(例えば、対象者に緊急時の対応方法について助言を行ったり、短期入所の体験利用の調整を行う等) ・ 特定相談支援・障害児相談支援事業所のみでは支援が困難な場合は、障がい者基幹相談支援センターに後方支援を依頼する。 ・ 障がい者基幹相談支援センターは、必要に応じて地域生活支援拠点と連携して特定相談支援・障害児相談支援事業所の後方支援を行う。
上記以外	《主たるコーディネーター》 障がい者基幹相談支援センタ ー 《従たるコーディネーター》 地域生活支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者基幹相談支援センターが支援を行うが、できる限り、地域の特定相談支援・障害児相談支援・地域定着支援事業所へつなく。 ・ 障がい者基幹相談支援センターは、必要に応じて地域生活支援拠点と連携して支援を行う。

(4)「相談」機能の横手市における運用

特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所が拠点システムの機能を積極的に担えるよう、広く届出を受付し、緊急時の短期入所事業所への受入れの対応を行った場合に「地域生活支援拠点等相談強化加算」(700 単位/回) が加算できるようにする。

5 拠点システムの機能 ②緊急時の受入れ・対応

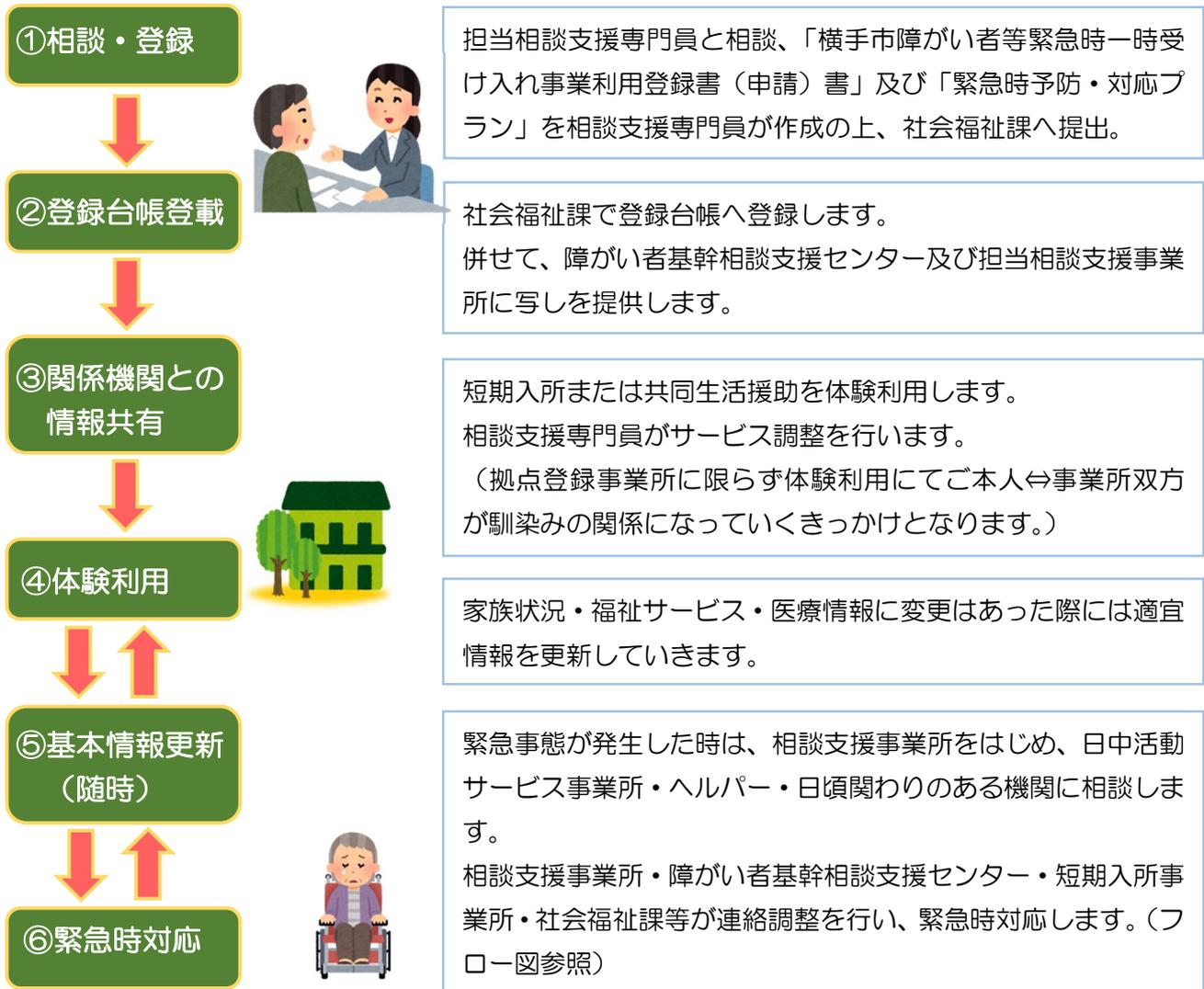
(1)「緊急時の受入れ・対応」機能の具体的な内容

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障がい者の状態変化等の緊急時に、短期入所等の施設受入れや、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

(2)「緊急時の受入れ・対応」機能を担う主な機関とその役割

機関名	役割
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 障がい者基幹相談支援センター 地域生活支援拠点	<ul style="list-style-type: none">対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービス利用調整を行う。緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障がい者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。短期入所による対応が必要な場合、まずは利用できる短期入所事業所を探す。対象者が障害支援区分の認定を受けていないなど、短期入所の利用が困難な場合は、やむを得ない事由による措置を検討する。
短期入所事業所 共同生活援助事業所 訪問系サービス事業所 医療機関	特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、障がい者基幹相談支援センター、地域生活支援拠点から緊急受入・対応の要請があった場合、できる限り協力する。

1 横手市地域生活支援拠点事業（緊急時一時受け入れ事業）登録、利用の流れについて



【 氏名 】

】さん緊急時予防・対応プラン

作成年月日

最終更新年月日

次回見直し時期

想定される緊急事態・困りごと・不安なこと

--

緊急事態への備えまたは予防するために

私がすること

周りの人にしてほしいこと

--	--

緊急事態・困ったとき

私がすること

周りの人にしてほしいこと

--	--

★緊急事態・困ったとき、ここへ連絡します！→

【家族または協力者の緊急連絡先】

連絡優先順位	お名前	関係性 (父母など)	電話番号	その他留意事項(連絡の可否、連絡がつく時間帯など)
1				
2				
3				

【支援者の連絡先】

	機関名	担当者名	電話番号	その他留意事項(連絡の可否、連絡がつく時間帯など)
計画相談支援				
福祉サービス				
医療機関				
その他				

備考

--

□ 私は、本プランの内容について同意するとともに、横手市と横手市障がい者基幹相談支援センターへ本プランの写しと基本情報を提供することに同意します。また、本プラン及び基本情報に含まれる個人情報、横手市と横手市障がい者基幹相談支援センターが緊急時の予防・対応のために使用することに同意します。
※同意される場合には、□にチェックを入れて下さい。

緊急時予防・対応プランへの同意日

緊急時予防・対応プランへの同意署名

緊急時予防・対応プラン作成機関・作成者

緊急時の取扱い

拠点における「緊急時の取扱い」について、横手市では、以下のようにします。

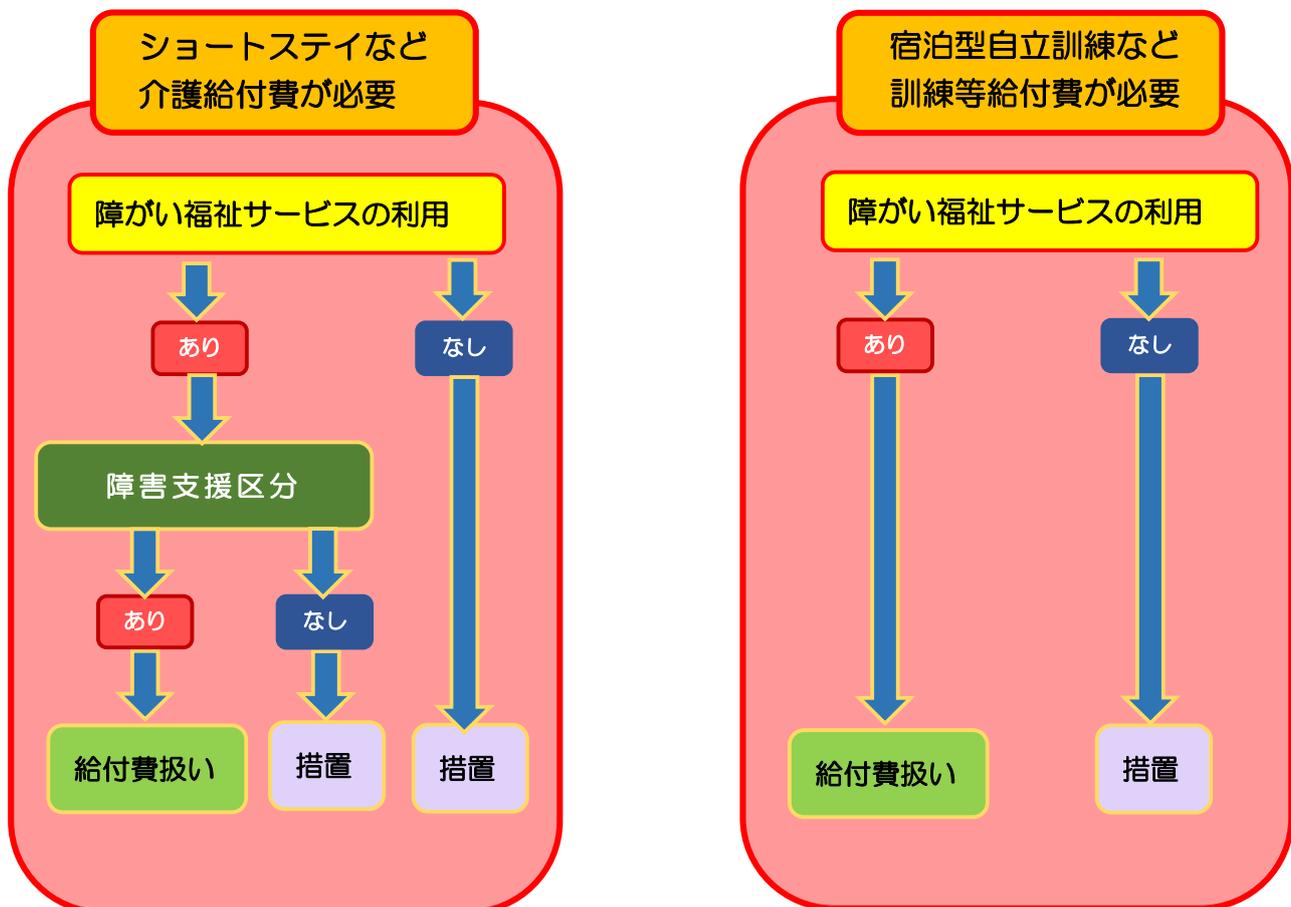
- ①介護者の急病・事故により障がいのある本人が居宅に一人となる状況（家族都合は非該当）
- ②災害（火事・地震・風水害等）により居宅で過ごすことが出来ない状況
- ③権利侵略・虐待等により保護が必要な状況
- ④障がい特性に起因した事案（精神病状の悪化、自傷、他害、破壊等）

↳ 医療機関 ↳ 警察、医療機関



関わりのある相談支援専門員が短期入所や共同生活援助等の調整をするも空きがなく利用できない場合に、担当相談支援専門員が横手市社会福祉課及び障がい者基幹相談支援センターとの協議を経て、生活の場を調整した場合。

～緊急時の給付と措置について～

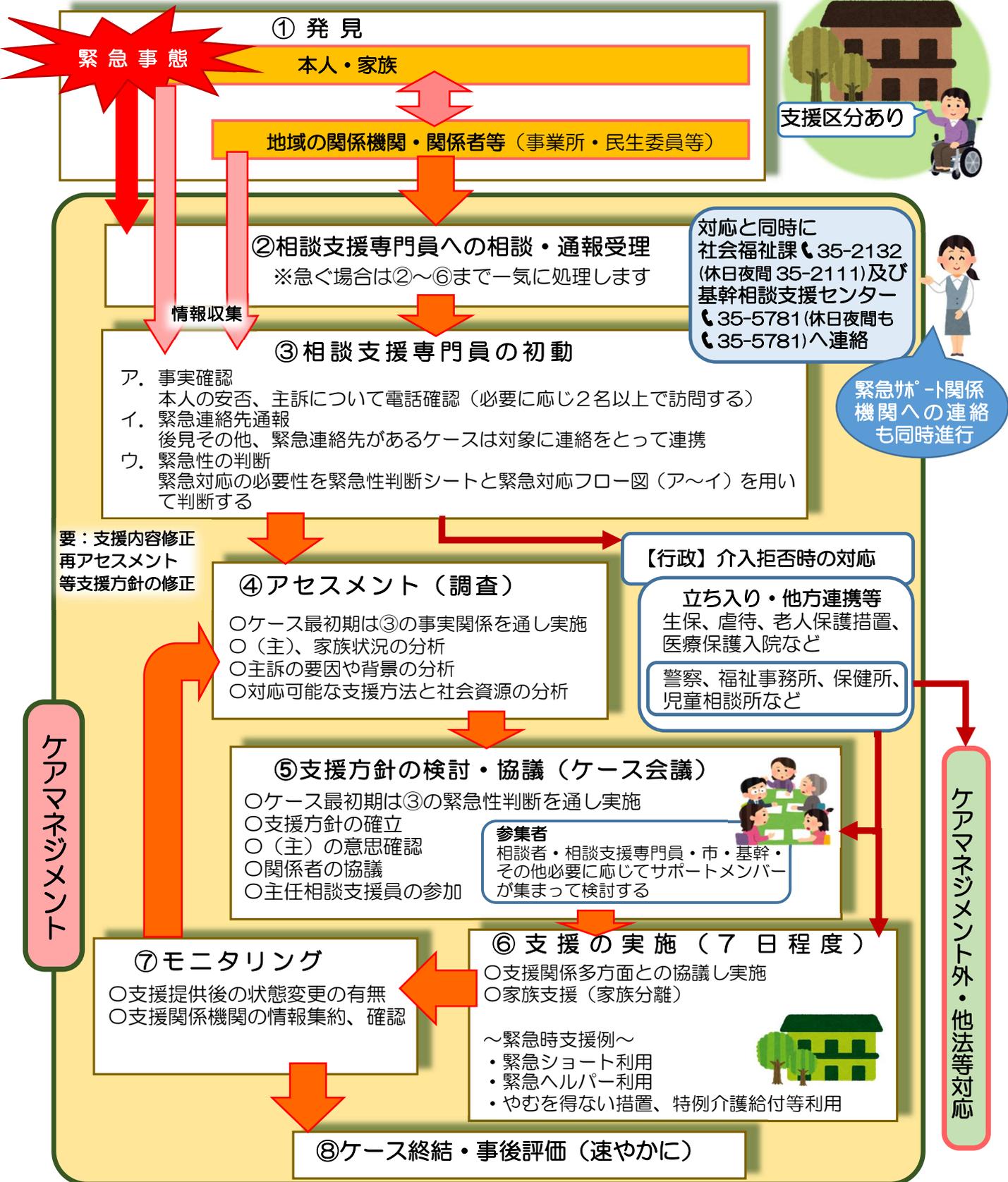


ケース対応時の緊急性判断シート（成人用）

住まい	介護者の有無	障がいの状態	困りごと	対処方法	
独居	なし	身体 知的 精神 中度、軽度	(主)が暴れている (主)が急な病気、けが ライフライン喪失	「緊急です」⇒病院又は警察へ ※暴れている人はショート利用困難 「緊急=急患」です⇒病院へ (他に手段がなければ)「緊急」です⇒ショートへ ※軽度ならほぼ健常者並み扱い 困窮なら生保など他法へ	
	あり			別居の介護者が支援している状態。実際の介護頻度で「独居」か「同居」に準じて扱う	
同居	あり	身障	重度：寝たきり	家族の予定が立てられる用事 (主)が虐待されている 家族介護者が急な病気、けが (主)が急な病気、けが ライフライン喪失	「緊急」ではない 「障がい者虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） (残る家族で介護不能なら)「緊急」です⇒ショートへ ※家族介護者の復帰時期に注意 「緊急=急患」です⇒病院へ (他に手段がなければ)「緊急」です⇒ショートへ ※家庭環境に注意（困窮なら生保など他法へ）
			中度：移動制約 軽度：それ以外	家族の予定が立てられる用事 (主)が虐待されている (主)が虐待している (主)が暴れている 家族介護者が急な病気、けが (主)が急な病気、けが ライフライン喪失	「緊急」ではない 「障がい者虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「緊急です」⇒病院又は警察へ ※暴れている人はショート利用困難 (残る家族で介護不能なら)「緊急」です⇒ショートへ ※軽度ならほぼ健常者並み扱い。家族介護者の復帰時期に注意 「緊急=急患」です⇒病院へ (他に手段がなければ)「緊急」です⇒ショートへ ※軽度ならほぼ健常者並み扱い。家庭環境に注意（困窮なら生保など他法へ）
		知的 精神	重度：意思疎通困難 中度：介護必要 軽度：それ以外	家族の予定が立てられる用事 (主)が虐待されている (主)が虐待している (主)が暴れている 家族介護者が急な病気、けが (主)が急な病気、けが ライフライン喪失	「緊急」ではない 「障がい者虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「緊急です」⇒病院又は警察へ ※暴れている人はショート利用困難 (残る家族で介護不能なら)「緊急」です⇒ショートへ ※軽度ならほぼ健常者並み扱い。家族介護者の復帰時期に注意 「緊急=急患」です⇒病院へ (他に手段がなければ)「緊急」です⇒ショートへ ※軽度ならほぼ健常者並み扱い。家庭環境に注意（困窮なら生保など他法へ）
			最重度：寝たきり+ 意思疎通困難	家族の予定が立てられる用事 (主)が虐待されている 家族介護者が急な病気、けが (主)が急な病気、けが ライフライン喪失	「緊急」ではない 「障がい者虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） (残る家族で介護不能なら)「緊急」です⇒ショートへ ※家族介護者の復帰時期に注意 「緊急=急患」です⇒病院へ (他に手段がなければ)「緊急」です⇒ショートへ ※家庭環境に注意（困窮なら生保など他法へ）
		重複	最重度以外	家族の予定が立てられる用事 (主)が虐待されている (主)が虐待している (主)が暴れている 家族介護者が急な病気、けが (主)が急な病気、けが ライフライン喪失	「緊急」ではない 「障がい者虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「緊急です」⇒病院又は警察へ ※暴れている人はショート利用困難 (残る家族で介護不能なら)「緊急」です⇒ショートへ ※軽度ならほぼ健常者並み扱い。家族介護者の復帰時期に注意 「緊急=急患」です⇒病院へ (他に手段がなければ)「緊急」です⇒ショートへ ※軽度ならほぼ健常者並み扱い。家庭環境に注意（困窮なら生保など他法へ）
			中度：移動制約 軽度：それ以外	家族の予定が立てられる用事 (主)が虐待されている (主)が虐待している (主)が暴れている (主)が急な病気、けが ライフライン喪失	「緊急」ではない 「障がい者虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「緊急です」⇒病院又は警察へ ※暴れている人はショート利用困難 「緊急=急患」です⇒病院へ (他に手段がなければ)「緊急」です⇒ショートへ ※軽度ならほぼ健常者並み扱い。家庭環境に注意（困窮なら生保など他法へ）
	なし (同居家族が幼少、 障がい、 高齢等で 介護支援 が得られ ない状態)	身障	中度：移動制約 軽度：それ以外	家族の予定が立てられる用事 (主)が虐待されている (主)が虐待している (主)が暴れている (主)が急な病気、けが ライフライン喪失	「緊急」ではない 「障がい者虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「緊急です」⇒病院又は警察へ ※暴れている人はショート利用困難 「緊急=急患」です⇒病院へ (他に手段がなければ)「緊急」です⇒ショートへ ※軽度ならほぼ健常者並み扱い。家庭環境に注意（困窮なら生保など他法へ）
				家族の予定が立てられる用事 (主)が虐待されている (主)が虐待している (主)が暴れている 家族介護者が急な病気、けが ライフライン喪失	「緊急」ではない 「障がい者虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「緊急です」⇒病院又は警察へ ※暴れている人はショート利用困難 「緊急=急患」です⇒病院へ (他に手段がなければ)「緊急」です⇒ショートへ ※軽度ならほぼ健常者並み扱い。家庭環境に注意（困窮なら生保など他法へ）
		知的 精神	重度：意思疎通困難 中度：介護必要 軽度：それ以外	家族の予定が立てられる用事 (主)が虐待されている (主)が虐待している (主)が暴れている (主)が急な病気、けが ライフライン喪失	「緊急」ではない 「障がい者虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「緊急です」⇒病院又は警察へ ※暴れている人はショート利用困難 「緊急=急患」です⇒病院へ (他に手段がなければ)「緊急」です⇒ショートへ ※軽度ならほぼ健常者並み扱い。家庭環境に注意（困窮なら生保など他法へ）
				家族の予定が立てられる用事 (主)が虐待されている (主)が虐待している (主)が暴れている 家族介護者が急な病気、けが ライフライン喪失	「緊急」ではない 「障がい者虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「緊急です」⇒病院又は警察へ ※暴れている人はショート利用困難 「緊急=急患」です⇒病院へ (他に手段がなければ)「緊急」です⇒ショートへ ※軽度ならほぼ健常者並み扱い。家庭環境に注意（困窮なら生保など他法へ）
		重複	最重度以外	家族の予定が立てられる用事 (主)が虐待されている (主)が虐待している (主)が暴れている 家族介護者が急な病気、けが ライフライン喪失	「緊急」ではない 「障がい者虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「緊急です」⇒病院又は警察へ ※暴れている人はショート利用困難 「緊急=急患」です⇒病院へ (他に手段がなければ)「緊急」です⇒ショートへ ※軽度ならほぼ健常者並み扱い。家庭環境に注意（困窮なら生保など他法へ）
				家族の予定が立てられる用事 (主)が虐待されている (主)が虐待している (主)が暴れている 家族介護者が急な病気、けが ライフライン喪失	「緊急」ではない 「障がい者虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「虐待」です⇒通報等の対応（市社会福祉課へ） 「緊急です」⇒病院又は警察へ ※暴れている人はショート利用困難 「緊急=急患」です⇒病院へ (他に手段がなければ)「緊急」です⇒ショートへ ※軽度ならほぼ健常者並み扱い。家庭環境に注意（困窮なら生保など他法へ）

横手市 地域生活支援拠点等事業 緊急対応 フロー図

ア. ショートステイ利用が見込まれる者 (区分認定すでにあり)

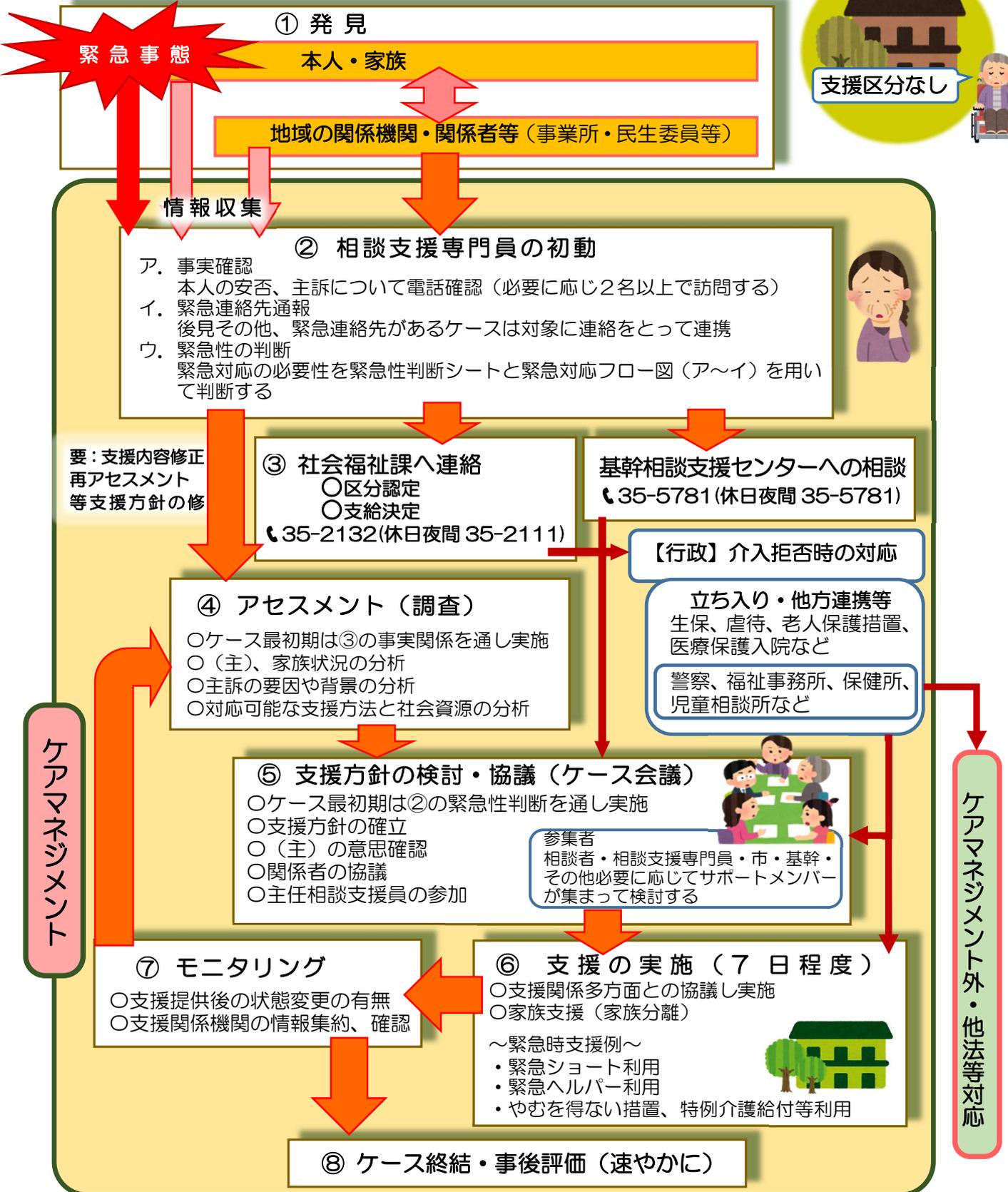


※対象となる方の心身状況・環境等によりフロー図通りの支援とならない場合もあります。

相談支援専門員と相談いただき平時から緊急時の備えをしていただければと思います。

横手市 地域生活支援拠点等事業 緊急対応 フロー図

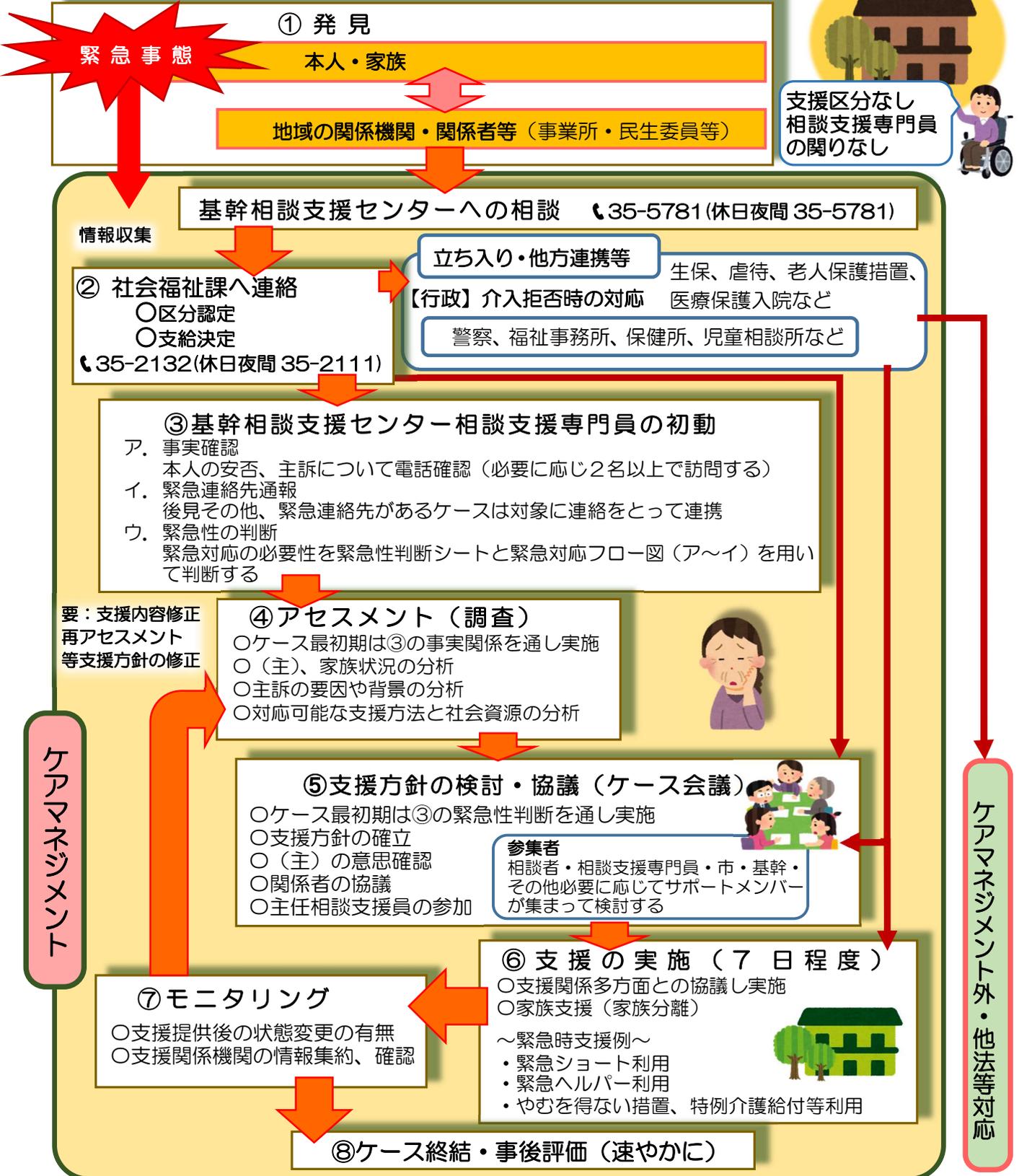
イ. ショートステイ利用が見込まれる者 (区分認定がない)



※対象となる方の心身状況・環境等によりフロー図通りの支援とならない場合もあります。
相談支援専門員と相談いただき平時から緊急時の備えをしていただければと思います。

■ 横手市 地域生活支援拠点等事業 緊急対応 フロー図

ウ. ショートステイ利用が見込まれる者 (区分認定なし・相談支援専門員の関りなし)



※対象となる方の心身状況・環境等によりフロー図通りの支援とならない場合もあります。
相談支援専門員と相談いただき平時から緊急時の備えをしていただければと思います。

6 拠点システムの機能 ③体験の機会・場の提供

(1)「体験の機会・場の提供」機能の具体的な内容

病院、施設からの地域移行や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障がい福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

(2)「体験の機会・場の提供」機能を担う主な機関とその役割

機関名	役割
特定相談支援事業所 障害児相談支援事業所 障がい者基幹相談支援センター 地域生活支援拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障がい福祉サービスの体験利用の調整を行う。 ・必要に応じて地域生活支援拠点登録事業所を体験利用するための調整を行う。
グループホーム 日中活動系サービス事業所	特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所、障がい者基幹相談支援センター、地域生活支援拠点から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する。

(3)「体験の機会・場の提供」機能 横手市における運用

・緊急ではなく緊急時に備えるための機能なので、まずは既存の社会資源を活用することを基本とする。

・障がい者基幹相談支援センターと横手市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業とが連携して、精神障がい者の地域移行や地域定着の取組を強化。

・地域移行支援事業所、日中活動系サービス事業所、施設入所支援事業所が、拠点システムの機能を積極的に担えるよう広く届出を受付し「体験利用加算」「体験宿泊加算」「体験利用支援加算」(50単位/日の上乗せ)及び「体験宿泊支援加算」(120単位/日)が算定できるようにする。

7 拠点システムの機能 ④専門的人材の確保・育成

(1)「専門的人材の確保・育成」機能の具体的な内容

医療的ケアが必要な方や行動障がいをもつ方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能。

(2)「専門的人材の確保・育成」機能を担う主な機関とその役割

機関名	役割
地域生活支援拠点	医療的ケアが必要な方や行動障がいをもつ方、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応ができる人材の育成を行う機能。
障がい者基幹相談支援センター	横手市自立支援協議会と連携し、高齢化に伴い重度化した障がいのある方に対して、専門的な対応を行うことができる体制を確保。
横手市自立支援協議会	子ども支援部会において、医療的ケア児等に関する専門的な連携及び支援の体制について協議。

(3)「専門的人材の確保・育成」 横手市における運用

地域の相談支援事業所の人材育成の役割を担っている障がい者基幹相談支援センターが、医療的ケアや行動障がいに関する専門性を高めていけるようセンター職員の研修修了者に対する委託料の加算を実施。



8 拠点システムの機能 ⑤地域の体制づくり

(1) 「地域の体制づくり」機能の具体的な内容

地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

(2) 「地域の体制づくり」機能を担う主な機関とその役割

機関名	役割
横手市自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none">横手市自立支援協議会において、拠点システムの運用状況について把握し、課題の検討を行う。必要に応じ、横手市自立支援協議会内に部会を設置し、関係機関のネットワークを強化。

(3) 「地域の体制づくり」機能 横手市における運用

- 横手市自立支援協議会を中心に地域の体制づくりを実施するが、障がい福祉サービス事業所をはじめとする地域の多様な社会資源の参画や協力を得てネットワークを構築する。
- 特に障がい者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点、特定相談支援事業所と障害児相談支援事業所は密接に協働して地域の体制づくりを行う。
- 特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所が拠点システムの機能を積極的に担えるよう、広く届出を受付し、支援困難事例等についての課題検討を通じ協議会に報告した場合に「地域体制強化共同支援加算」（2,000 単位／回）が算定できるようにする。

令和5年10月横手市自立支援協議会による課題の検討を経て、障がい者支援体制の見直しを行いました。

（次ページ参照）

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように横手市自立支援協議会を中心に地域の体制づくりを今後も推進していきます。

(参考) 令和5年10月障害者相談支援体制の見直し

令和5年10月これまでの障害者相談支援事業を強化する形で市内に1か所、障がい者基幹相談支援センターが設置されました。これにより横手市自立支援協議会の体制についても強化されました。拠点システムの大幅な強化となるこれらの見直しの内容については次のとおりです。

(1) 障害者相談支援事業等の見直し

運営時期	～令和5年9月末	令和5年10月～
事業名	障害者相談支援事業	<u>障がい者基幹相談支援センター</u>
設置数	2か所	<u>1か所</u>
人員配置	相談員（1人以上は社会福祉士等の有資格者） 1人×2か所 計2人	①専門職（全員が社会福祉士等の有資格者） <u>2人以上</u> ②事務職 <u>1人以上</u>
勤務形態	特定相談・障害児相談支援事業と兼務可	<u>常勤3名</u>
開所時間	各事業所によって異なる	<u>月～金 9～16時30分</u> ※緊急時は電話連絡に応じる体制を確保
相談	一般的な相談	<u>一般的、総合的、専門的な相談</u> <u>（すべての障がい種別に対応）</u>
相談の対象者	各事業所が市民（市内全域）を対象	<u>市民（市内全域）を対象</u>
協議会の運営	三相談支援機関会議、相談生活部会の運営	<u>事務局として各部会を運営し、地域の障がい者の支援体制整備に主体的に関与</u>
その他	特になし	<u>相談支援事業所への助言、指導や、地域の児童や高齢者等の障がい福祉分野以外の支援機関との連携強化の取組を実施</u>

(2) 横手市自立支援協議会の体制強化

1. 専門部会の事務局の運営主体が、市直営から横手市障がい者基幹相談支援センターへ変更
2. 相談生活部会の開催を、年5回から毎月開催へ変更
3. 委員構成の見直し
委員会、実務者会議、各専門部会に基幹相談支援センターが事務局として参加



地域生活支援拠点の機能を担う法人および事業所名

法人名	事業所名	事業所住所 ☎電話番号	サービス 種類	拠点の機能
メイニングワスターズ株式会社	イオ・ヴィータ赤坂	赤坂字後野35-4 ☎0182-23-8139	短期入所	緊急時の受け入れ
株式会社ファン・ワーク	ジョイワーク横手	雄物川町南形字下大巻55 ☎0182-23-6663	就労継続支援（A型）	体験の機会・場
株式会社イノバイト	イノバイト 横手事業所	平鹿町浅舞字八幡小路235 ☎0182-38-8603	就労継続支援（A型）	体験の機会・場
NPO 法人 そら	NPO法人そら	三本柳字寺田131-1 ☎0182-38-8156	生活介護 就労継続支援（B型）	体験の機会・場 地域の体制づくり
合同会社 福祉のパートナー なでしこ	相談支援事業所 なでしこ	大森町字大森47 ☎0182-23-6505	計画相談支援 障害児相談支援	相談、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり
有限会社 はる風	就労支援はる風	大森町字菅生田245-227 ☎0182-23-5405	就労継続支援（B型）	体験の機会・場 地域の体制づくり
社会医療法人 興生会	生活訓練施設のぞみ	上内町4-33 ☎0182-32-6726	自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練	緊急時の受け入れ 体験の機会・場 専門的人材の確保・養成 地域の体制づくり
	就労支援センター「グリーン」	羽黒町3-7 ☎0182-36-6171	就労移行支援 就労継続支援（B型）	体験の機会・場 専門的人材の確保・養成 地域の体制づくり
	グループホーム つばさ	杉沢字谷地中345 ☎0182-23-5820	共同生活援助	
	地域生活支援センターのぞみ	平和町3-30 よねやMGビル1階 102・103号室 ☎0182-35-5781	計画相談支援 障害児相談支援	相談、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	阿桜園	赤坂字仁坂105 ☎0182-32-6085	短期入所	緊急時の受け入れ
	あざくら園			
	阿桜園 相談支援事業所		計画相談支援 障害児相談支援	相談
社会福祉法人 アヴェク・トワ	障がい者支援施設 大和更生園	大雄字八柏谷地66 ☎0182-52-3661	短期入所	緊急時の受け入れ
	グループホーム やがしわ・かみたむら		共同生活援助	体験の機会・場
	障がい福祉サービス事務所 ユー・ホップハウス		生活介護 就労継続支援（B型）	
	ショートステイ プリエ十文字	十文字町梨木字羽場下 10-115 ☎0182-23-6300	短期入所	緊急時の受け入れ
	ショートステイ 月に咲く花～輝け十文字～	十文字町梨木字羽場下 10-115 ☎0182-42-5577		
合同会社 Goya	ケアサポートたんせ	杉沢字鶴谷地106-2 ☎0182-33-2551	計画相談支援 障害児相談支援	相談、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり